

熊谷市公告第129号

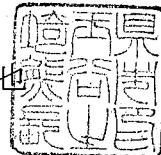
3D都市モデル ユースケース開発業務委託

公募型プロポーザル競争実施公告

3D都市モデル ユースケース開発業務委託について、公募型プロポーザル競争によりその契約の相手方となる契約候補者の選定を行うので、下記のとおり公告する。

令和7年4月22日

熊谷市長 小林 哲也



記

1 業務委託概要

(1) 名称

3D都市モデル ユースケース開発業務委託

(2) 目的

3D都市モデル ユースケース開発業務（以下「本業務」という。）は、熊谷市（以下「本市」という。）がWebGISプラットフォーム上に官民で利用可能となるよう整備・更新してきた3D都市モデルを活用し、データに基づいた市民目線の政策立案や市民のまちづくりへの参画など、市民共創によるまちづくりの推進を図ることを目的とする。

(3) 内容

ア WebGISプラットフォームの活用支援

（活用や保守管理にあたっての技術的支援等を行う。）

イ 各種ワークショップ等の開催・運営支援

（ワークショップに係る企画や資料作成、講師等を行う。）

ウ ユースケース・プラグインの検討、開発支援

（各種シミュレーションや新たな機能の検討、開発を行う。）

(4) 委託期間 契約締結日から令和8年3月6日（金）まで

2 予算額

業務等に要する費用の上限は、25,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

3 参加資格

プロポーザル競争に参加できる者は、公告から契約候補者の選定までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 熊谷市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規則

（平成18年規則第81号）又は熊谷市物品等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成18年規則第82号）に基づく資格者名簿に登載されていること。

(2) 熊谷市建設工事等の契約に関する入札参加停止等措置要綱（平成17年訓令第62号）又は熊谷市物品の買入れ等の契約に関する入札参加停止等措置要綱（平成19年訓令第50号）による措置を受けていないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(5) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に



関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(6) 令和3年度以降に、地方公共団体において発注されたWebGISプラットフォーム及び3D都市モデルの利活用に関するユースケース開発業務を、元請として受託した実績を有すること。

(7) (1)の規定にかかわらず、プロポーザル競争の実施に必要と判断される場合において、資格者名簿に未登載の者に対し、次に掲げる書類を提出させる等の方法により審査を行い、適当と認められるときは、当該プロポーザル競争に参加させることができる。

ア 概要書

イ 使用印鑑届

ウ 法人にあっては、履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）

エ 個人にあっては、身分（身元）証明書及び誓約書

オ 財務諸表

カ 法人にあっては、直近年度の法人市民税（事業所が市内にある場合のみ）、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

キ 個人にあっては、直近年度の市民税（市内に住所がある場合のみ）、所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

ク 業務経歴書

ケ 個人にあっては、成年被後見人、被保佐人、被補助人又は未成年である場合は同意書（申請日前3か月以内に作成したもの）

4 手続等

(1) 実施要領等の配布

実施要領等の配布は、次のとおりとする。

ア 配布期間

令和7年4月22日（火）から5月9日（金）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、祝日を除く月曜日から金曜日までとする。

イ 配布場所

都市整備部都市計画課又は熊谷市ホームページ

ウ 配布書類

実施要領、特記仕様書等

(2) 質問及び回答

ア 質問方法

質問がある場合は、質問書（様式1）に質問事項を記載の上、電子メールにより提出する。

※ 電子メール送信後、必ず都市計画課に電話し、着信を確認すること。

※ 電話又は口頭による質問は受け付けない。

イ 質問期限 令和7年4月28日（月）午後5時まで
ウ 提出先 都市整備部都市計画課
エ 回答方法 質問及び回答については市ホームページに掲載する。
オ 回答日 令和7年5月2日（金）

(3) 参加申込手続

ア 一次審査の提出書類

プロポーザル競争に参加を希望する者は、提出期限までに次の書類を提出する。

①参加申込書・参加資格等確認申請書

（様式2-1・2-2）

②会社等概要整理表（様式3及び会社パンフレット等）

③業務実績調書 （様式4）

④技術者実績調書 （様式6）

⑤業務実施体制及び体制図（様式7）

※業務実績調書には「3 参加資格(6)」に掲げる業務実績を記載する。

※その他の添付資料として、③業務実績調書（様式4）で記載した業務の契約書の写しを提出する。

（ア）提出期限 令和7年5月9日（金）午後5時まで

（イ）提出先 都市整備部都市計画課

（ウ）提出方法 電子メールにより提出すること。

イ 二次審査の提出書類

二次審査対象となった者は、提出期限までに次の書類を提出する。

①企画提案書

②見積書（様式8）

（ア）提出期限 令和7年5月22日（木）午後5時まで

（イ）提出先 都市整備部都市計画課

(ウ) 提出方法 電子メールにより提出すること。

※電子メール送信後は、必ず都市計画課に電話し受信を確認すること。

(4) 企画提案書作成方法

企画提案書は、以下のとおりの構成で、任意の書式により作成すること。

ア 提案書の構成

(ア) 企画提案書表紙（様式5）

(イ) 企画提案書（A4判縦使い 横書き 両面印刷可 最大24ページ（12枚）まで）

①本市の特性や業務実施上で配慮すべき事項を整理し、実現可能な提案とすること。

②下記評価テーマの企画提案を盛り込みつつ、「1 業務委託概要（3）内容」に必要な事項について分かりやすく整理した内容とすること。

③文字サイズは10.5ポイント以上とする。

(ウ) 業務工程表（様式任意）

特記仕様書の業務内容等を基に、業務工程表を作成する。

イ 評価テーマ

①WebGISを用いた3D都市モデルの各種ユースケース開発について

②多世代を対象とした3D都市モデル活用ワークショップ実施における利活用普及促進に向けた手法について

5 審査方法

実施要領、特記仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、以下の方法により審査する。

(1) 一次審査

ア 審査方法

一次審査のため提出された参加申込書、会社等概要整理表、業務実績調書、業務実施体制及び体制図について、都市計画課において書面審査し、二次審査対象を選出する。

イ 一次審査結果の通知

書面審査で二次審査対象として選出された者に「参加資格審査結果及び二次審査対象に関する通知」を行う。

一次審査で各条件を満たしていなかった者、また二次審査対象に選出されなかつた者については、その旨を書面にて通知する。

ウ 通知時期 令和7年5月13日(火)

エ 評価方法

3者を超える場合は、次の評価採点基準による選考を実施する。

(ア) 評価採点基準及び配点表

評価採点基準項目	配点
提案事業者の参加資格(6)に該当する業務の実績	20点
担当技術者の参加資格(6)に該当する業務の実績	10点
実施体制	10点
提案価格 (最低提案価格／提案価格) × 10点	10点
合計	50点

※上記採点は、一次審査にのみ適用する。

(イ) 評価点の考え方

評価採点基準及び配点表による評価点が同点の場合、「提案事業者の参加資格(6)に該当する業務の実績」の点数が高い者を上位とする。先の点も同点の場合、「担当技術者の参加資格(6)に該当する業務の実績」の点数が高い者を上位とする。

(2) 二次審査

実施要領、特記仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、以下の方法によりプレゼンテーションを実施し、3D都市モデル ユースケース開発業務委託プロポーザル審査委員会が審査を行う。

ア 審査方法

(ア) 日時 令和7年6月2日(月)

詳細は「参加資格審査結果及び二次審査対象に関する通知書」により別途通知する。

(イ) 場所 熊谷市中曾根654番地1

熊谷市役所大里庁舎 第二会議室

(ウ) 持ち時間 各社30分以内(準備5分、説明15分以内、委員からの質疑10分)

(エ) 内容 審査当日は、提案書の内容について原則として企画提案書に記載されている技術者が説明を行い、審査委員会委員が行う質問に対する回答は、技術者以外でも可能とする。

なお、パワーポイント(提案内容を要約したもの)の使用は可とするが、事前に提出した二次審査提出書類で示した内容からの追加提案は認めない。

(オ) 参加人数 プrezentationの参加人数は、5名以内とする。

(カ) 特別な理由がなく開始時刻に遅れた場合は失格とする。

イ 評価方法

(ア) 採点

審査委員会委員が評価採点基準項目ごとに評価した配点から、委員ごとの評価点を算出し、各委員の評価点を合計して合計評価点とする。

(イ) 選定

合計評価点で最高点を得たものを契約候補者として特定し、最高点に続く合計評価点を得たものを次点候補者として選定する。

また、最高点を得たものが2者以上ある場合は、価格算定期額の最も低い者を契約候補者とする。

なお、契約候補者となることができる最低基準点は満点の6割とし、最低基準点を得られなかった場合は、契約候補者として選定しない。ただし、1者のみ応募の場合は、配点表の合計点から提案価格点を除いた点数の6割とする。

(ウ) 評価採点基準及び配点表（審査委員会委員1人当たり）

評価採点基準項目		配点
業務の理解度		15点
工程の妥当性		10点
評価テーマ	テーマ①に対する的確性や実現性	20点
	テーマ②に対する的確性や実現性	20点
プレゼンテーションの内容及び質疑応答に関する対応		15点
提案価格（最低提案価格／提案価格）×20点		20点
合 計		100点

(エ) 評価点の考え方

各審査委員会委員は、評価採点基準項目ごとに、各提案に対し点数を付す。

なお、提案価格の点数については、上記の算式に各社の提案価格を代入して得た点数の少數点以下を切り捨てた整数値とする。

(オ) プロポーザルの参加資格が無効となる場合

提出書類に虚偽の記載があった場合、参加資格を無効とし、評価採点の対象としない。

ウ その他

機器等必要な場合は以下のとおりとする。

- (ア) プロジェクター及びスクリーンは、本市が用意する。
- (イ) パソコン及びその他必要機器類は提案者が用意すること。

6 選定結果

- (1) 通知方法 全提案者に対して文書により通知する。
- (2) 通知時期 令和7年6月12日（木）

※ 選定結果の公表については、実施要領による。

7 その他の留意事項

詳細は、実施要領、特記仕様書による。

8 日程

令和7年4月22日（火）	実施公告及び参加申込開始
4月28日（月）	質問締切
5月2日（金）	質問に対する回答
5月9日（金）	参加申込、一次審査提出書類締切
5月13日（火）	一次審査結果通知
5月22日（木）	二次審査提出書類締切
6月2日（月）	プレゼンテーション審査
6月12日（木）	選定結果通知

9 問合せ先

都市整備部 都市計画課

住所：〒360-0195 熊谷市中曾根654番地1

電話：0493-39-4813

FAX：0493-39-5603

E-mail：toshikeikaku [アットマーク] city.kumagaya.lg.jp

※ [アットマーク] は@記号に置換ください。